

東山御文庫蔵『駒牽勘例』紙背〔平安末期〕写佚名漢詩集

該書はその料紙が反古として流用された為に東山御文庫蔵『駒牽勘例』（勅封番号一二一八・一二二）折本一帖の紙背に残存するもので、零葉数枚に亘って書写が為されている。現在の表面に存する『駒牽勘例』に就ては昭和三四年度当部撮影に係るマイクロフィルムに影像が収められ告知公開が為されているが、本帖背面には厚手の裏打修補が施され、鮮明な影像が得難い状態にある。当部では平成七年度に背面を含めた写真撮影を試みたが、巻末の如き模糊とした影像を得るのみで、資料として十全とは言い難い。加えて表紙内側に巻き込まれた部分にも墨痕を存し、これらは当面写真撮影による紹介が期待できない。しかし乍ら稿者が実見するとこの該書は院政期の漢詩資料として新出のもので、後述の如く固有の価値も認められることから、翻印によつて当該資料の紹介を期することとした。先ず現状に従つてその形態を誌しておきたい。

香色表紙（一五・六×一四・九纏）左肩に「駒牽」その右肩に小字で「江」と直書きある（本文同筆）。又その右傍には「様」と書され（別筆）右方下部には「校了」と書さる（又別筆）。折本。表紙は料紙の両端半折分を背面に折り返して糊止めした上から貼附されている。前後見返し

を除いて一三折。数枚の斐紙を継ぐ。長さ区々。裏打修補施さる。表側は第一折より墨附、首に「駒牽□」と題し次行より目録。先ず一格擡頭して「八月」と標し、次行以下「七日率甲斐国勅旨御馬事」等と日次、产地を列挙す。第二折首より一つ書きで目録本文を以て題し、次行より本文。毎日次改行。注文小字双行。但、後表紙見返し部末尾の割書の内容は本文より続き、欄上の細字記文へ連なることから、書写者が余白を失つて体式を変更したものと見られ、成帖の後に書写されたことが知られる。毎半折九行内外、行字数不定。字面高さ約一三・九纏。一筆で、鎌倉期の書写に係るものと推される。背面の体式に就ては翻印本文を参照されたい。料紙に就て附言すれば、紙背本文の接属からして元来巻子本来想定した大振りな料紙を、上下に截断して用いたものと推される。但し折り目部分の断裂のため紙数、寸法に就て確言することができない。

稿者は『駒牽勘例』の解題を能くする者ではないが、参考の為に概説を試みれば、該書は年中行事の駒牽の次第、実例を諸書より引証して便覧に備えたもので、その体裁は勘例に類するものの写しと見られるが、該書の目録本文は『年中行事御障子文』に一致し、後人がこれに注記を

加えた形をとり、『小野宮年中行事』等と同じ性格を有する資料と見える。但し該書は駒牽に関する記事のみを収めることから、或は年中行事書等の抜書と看做すことも可能であろう。本文末に「件子細見西宮日記、又可見本抄」とあれば、他の「年中行事抄」に対して附属の関係にある別抄とも見られるが、明確な関わりを持つ「本抄」の存在を見出している。本資料に書名を与えるとすれば、或は内題に従つて「駒牽事」としておくのが穩当であろうか。成立時期は書写年代の鎌倉期を遡り、本文中の記事に見える永承二年（一〇五三）を上限とする。該書は『洞院家廿卷部類』（『洞院家記』とも）卷十六に引かれる「駒牽事」とほぼ同一の本文を有し、資料としては既に知られているものに異ならない。両書の関係を見れば、前段に触れた『駒牽勘例』末尾に於ける体式の変更が、このことは恐らく本帖固有の事情に淵源するが、『洞院家廿卷部類』に於ても踏襲されており、本文系統に於て同書は『駒牽勘例』の下流に位するものと見られる。但し両書の行格は必ずしも合致せず、直接の書承関係を認めることは躊躇される。該書に就ては尚不明な点が多いが、本稿では紙背資料の解題を先とし、足らざる事項に関しては大方の御教示を乞うこととする。

件の紙背資料は数紙からなり、その筆跡は恐らく一手に出るものと見られるが、本文は必ずしも一連しないようと思われる。現状では折り目の断裂のため料紙の別を明示することができないが、鳥糸欄の接属から三つの部分（以下I II IIIと標記す）に分けることができる。本稿では便

宜上後表紙側より前表紙方向に順序を与えることとするが、I、IIの間は体式、内容共接属していない。そこで先ずIに就て見れば、当該部分では共通して紙面上方に鳥糸欄を存し墨附二行毎に空行を挿む体式も一連する。本文は漢詩の一部と見えるが、現状では毎行七字前後を残すのみでその全貌は明らかでない。以下は飽く迄も臆測に過ぎないが、現在の紙高約一五粁から旧態を想定すれば、現状に倍する三〇粁程度の料紙を上下に截断した形と見るのが穩當と思われる。このことが認められるならば、本文は墨附一行毎に七言四句一三首分を連ねたものと見るのが相当であろう。現存本文を一行毎に見れば概ね初めの七字が一句を成すと思われることは、この仮定を証している。その上で毎首第二行を見ると句切れの箇所は一定しておらず、所謂追い込みの体式で書写されていたことを徴している。但しこれらが七言絶句一首を半截したものか、『中右記部類紙背漢詩集』に見られるように七言律詩から顔聯、頸聯の四句を抜き出したものか判然としない。本文内容に就いても確言は避けねばならないが、全般に秋夜を叙する語が散見され、天候に関する語彙に富むことが指摘できる。さらに「星曆」「銀漢」「針樓」「月鏡」「雲衣」「（霧帳）」の語を見ると、孰れも七夕に寄せて叙するもので、「香奩」「金鉢」「花鉢」「月鏡」等女性の粉飾に関わる語も多く、或は「牛女」「織女」等の語を含む詩題を冠するものかと推される。これらの詩の作者、詠作年次を示す材料は得られないが、題意を共有するからは、複数の作者による同一機会の詠作、即ち詩会資料の一部と看做すことが可能であ

る。このことは詠作事情が少しく判明するⅡ、Ⅲの場合と異なる。

Ⅱは概ね三行を単位とし、作者注記と七言二句を連ねたものと考えることができる。また紙面下方に鳥糸欄を存し、各句の末字は前半で下平声陽韻、後半で下平声青韻を以て通じていることから、踏韻の原則からすれば孰れも偶数句に当たる。Ⅲも空行と墨附二行の三行を単位とし、七言二句を連ねたものと考えることができる。紙面上方に鳥糸欄を存し、押韻しないことからも奇数句に当たるものと見られ、Ⅱ、Ⅲ共それに七言四句を半載することとなるが、実際に両紙を上下に合することが可能で、両者は元来一具であったものと考えられる。例えばⅡの第六行「民部權大輔」以下四行は同部分の体式から外れた箇所と認められるが、Ⅲの第六行以下四行も同様で、両紙共第八行に小字を含み、この箇所で合すれば「(謝荘)月賦云、(清)蘭路、(瀬)桂苑。故云」の成文を得、「桂苑」の語に対して『文選』卷十三所載「月賦」を以て証する自注と見ることができる。またその後の句(同「風賦」に拠る)が次行に亘ることが一行を増した原因と考えられる。これに従つて両者は首より上下に接属すると見れば、他の箇所に就ても矛盾が無いであろう。但しⅢはⅡに比べてやや短いので、Ⅱの第三十二行以下は対応部分を失っていることになる。両者所載分を都合すると詩題二種、七言律詩より頽聯、頽聯を抜き出したもの八首、偶数句のみの七言詩(律詩の抄出か絶句か不分明)三首、同じく七言律詩一首(或は絶句一首か)、詩形不明の断篇一首を得ることができる。

ⅢとⅡ前半は合して一つの詩会資料を成す。即ち七言律詩八首の抄出と前後に注記を伴う。端作りには「[]亭同賦／初冬同賦菊残風月中(芳□字)」とあり、詩会の開催場所は佚するものの、「菊残風月中」の詩題を得、他の文献には見られない詩会資料と知られる。後掲の注記には「天□□年十月五日(題者講□令明／読師宗国)」とあり、件の詩題は藤原式家の令明に拠ると知られるが、詩会の開催年次は佚する。暫く本文の作者名注記に従つて詠作機会を検討したい。先ず官職と名を得られるものから見れば、「前和泉守良兼」は藤原良兼の和泉守最終所見「兼貞珍光時論田勘注案」(陽明文庫藏『知信記』紙背、『平安遺文』一九九九)の嘉承元年(一一〇六)六月廿二日以降を証し、「散位宗国」は藤原宗国が宮内權少輔として見える『中右記部類紙背漢詩集』所収藤原忠通家「対雪唯斟酒」題作文会の天永二年(一一一)十月廿五日前を証し、「因幡守長隆」は藤原長隆が因幡守に任じた天仁元年(一一〇八)正月廿四日(『中右記』)以降、同官のまま卒した天永二年五月廿八日(『中右記』)以前を証し、「信濃守大江広房」は広房が信濃守に任じた天仁元年正月廿四日(『中右記』)以降、同官に藤原惟明の任じた天永三年正月廿七日(『中右記』)以前を証している。「左衛門少尉令明」に就ては、令明の同官に任じた記録を得ないが、令明は天仁元年十二月廿七日の秋除目の当日に檢非違使宣旨を蒙つており(『中右記』)同日に任官した可能性が極めて高い。総じて言えば天仁元年(一一〇八)十二月廿七日以後、天永二年(一一一)五月廿八日以前と見て相互に矛盾しない。

ない。また詩題注記に「初冬」とあれば件の詩会は十月に行われたものと思しく、後掲の注記とも合致するので、実際の詠作機会は天仁二年（一一〇九）か翌年の天永元年（一一一〇）十月五日に限定されるであろう。その上で「右近権中将」「民部権大輔」を考えるに、当該年次に於ける近衛権中将の候補者には後に詩壇の領袖となる藤原忠通がある。

『中右記部類紙背漢詩集』所収天永二年十月廿五日藤原忠通家「対雪唯斟酒」題作文会に良兼、宗国、令明、仲隆等の名が見えるなど、詩会の参加者は忠通家詩壇の構成員と重なる。周知の如く忠通は十五歳の天永二年十月五日に大々的な作文始を催し（『中右記』）本格的な詩壇活動を開始するが、実際にはそれ以前から内々の詩会を催していた事例が『殿暦』に散見する。「右近権中将」の署名も天永二年正月廿三日任中納言以前のものとして適当であろう。「民部権大輔」の候補者には天永元年正月に任じた（『公卿補任』）村上源氏の師俊とその前任者源行信が挙げられるが、行信には作詩の事蹟なく、「右近権中将」を忠通と仮定すれば『法性寺殿御集』に忠通との贈答詩を存する師俊が有力となろう。忠通と師俊の交流に就ては佐藤道生氏「『法性寺殿御集』考」（『中古文学と漢文学II 和漢比較文学叢書4』昭和六二年、汲古書院）に詳しい。

翻字案の如く「民部権大輔」を師俊とする仮定が認められるならば、当該の詩会は天永元年十月五日「菊残風月中」題と定められ、忠通作文始の正しく一年前、忠通の詩歴の最初期に当たることとなる。

IIの第三十一行以下は全て上側奇数句を佚するが、また別の詩会資料

と思しく、その詩題「夏日同賦松下翫風月詩」のみ全きを得ることができる。当該の詩会も別の資料には見えない。作者名注記に拠れば、藤原氏日野流の実光を「西府老翁」と為すことから、大江匡房「西府作」を以て証する迄もなく、大宰府に閑わりを有する時期の自称と見え、実光の履歴の中では大宰大式に任じた長承三年（一一三四）二月廿一日（『中右記』）より、権帥に進み得替した保延五年（一一三九）正月迄の時期がこれに当たるものと推され、当該の詩会は長承三年二月廿二日以降、遅くとも実光の薨じた久安三年（一一四七）五月廿一日（『尊卑分脈』）までは催されたことになる。実光は天養元年（一一四四）十月廿三日に出家しており、或はそれ以前とすべきか。「勘解由次官資憲」の期間は、少なくとも長承元年正月廿六日（『中右記』）より久安五年十月十六日（『兵範記』）までの間は記録に従しており、実光の任大宰大式、権帥、同得替、薨去の年次を含んでいる。孰れにせよ当該詩会の年次は『中右記部類紙背漢詩集』の下限、大治元年（一一二六）九月十三日よりも更に下る。『中右記部類紙背漢詩集』との関係に就て一言すれば、同集が飽く迄も撰集として完成されたものでなく、その一部が知られているに過ぎないことを前提としなければならないが、同集の一貫性を支えていきや注記の形等を含めて『駒牽勘例』紙背資料と共にしており、実のところ当該資料は『中右記部類紙背漢詩集』と一具のものではないか、といふ見方も有り得るようと思われる。しかし同集の書物としての纏まり

を示す因子には、伝存の由来を同じくすること、筆跡、紙質など外形的な条件に関する均質性が含まれ、その意味からすればやや謹書の趣きを強くする当該資料とは共通しない要件が認められる。従って当該資料が『中右記部類紙背漢詩集』の下限より下る年次の詩会資料を収めることは、同集との断絶を意味するものではないが、同集の成立年次を引き下げるとの見方も避けるべきであろう。寧ろ現存する二つの資料の背後に緩やかな類聚作業の進展が予見され、この点にこそ日本漢文学史上における該書の存在意義が認められるものと思われる。

凡例

- 一、翻印の序は、現状に従い、後表紙内側、表側本文紙背、前表紙内側の順とした。
- 一、翻印本文の字体は、正字体に改めた。
- 一、接属しない三つの部分に就て、ローマ数字を冠してその別を示した。
- 一、各部分の行数に就て、五行毎にアラビア数字を冠して示した。
- 一、破損、虫損等により判読できない文字は、□を以て示した。
- 一、現在の装訂に拠る折り目に就て、「」を以て示した。
- 一、翻字者の注記は（）内に記し、□の右傍には翻字案を注記した。
- 一、旧時の本文を復原できる部分に就て、翻印本文の後に復原本文を示した。その際、每首アラビア数字を冠してその序を示した。

（住吉朋彦）

I

5

零似初抽風冷曉□
色裝華思星驛映
、漢凝輝宜倍飾針樓
月斜處暫祕香匱□
勅上任天工頻點後插
光備脆懸映雙□
金鉗暫移雲定□天
泊秋風綴□瓊玉裝□^曉（以上後表紙内側）
如戴花鉗初點思似
影過橋處容態假□
裝臨月鏡三花曜勅
微雖飾首暫收鉗

將晞處飾得暮天

II

亭同賦

風月中芳

右近權中將

插□人力風閑曉□
光自滴雲衣新潤□

25

似裝□鏡□□處□
相催昏節思半消□

30

五夜漸搖風量祕□
初凝後節是天工欲

4

插□秋風新點處□
務悵□雖脆凝□

35

龍駕相催光漸潔
理得風閑夕五色裝

白似插頭秋至處□
飾光□□務悵收

』

』

5

民部權大輔□
斜落故籬欲哢粧

10

蘭路秋後雪

前和泉守良兼

15

詞海猶薰寒岸霜
陶家影落照餘芳

散位宗國

詞江浪動播餘芳

露蘂半凋翰墨傍

因幡守長隆

聲寒空□□「」

墨彩瓦天□□傍

信濃守大江廣房

』

』

詞場韻冷可摧霜
陳閣迎晴哢晚粧

左衛門少尉令明
興促桂華剩助粧

吹噓何待老寒霜
仲隆

詞江浪洗送餘芳
哢得共携寒庭霜

月五日作文題者講師宗國令明

翫風月詩以青爲韻

西府老翁實光

生課形□句感□□情

勘解由次官資憲

優遊松下動心情

陰底還嫌少礙晴

肅縮暗混拂燠聲

諷詠終朝忘外營

修理亮實重
□間愛賓□乾聲

閣筆暫須隱蓋程
主水佑宗廣

扇入靈標助頌聲
吳江難辨結冰程

知親

江干煙底浪翻程

或思未忘吹朶聲

信重

爲愛清光遶朶口

□□□

□

初冬同賦菊殘

哢影詞人薰晚豔

陶籬秋去猶翻口雪

漫過寒岸如嘲影

桂苑夜襟謝莊
肅桂莊
苑月故賦云云

□清

修理亮實重
□間愛賓□乾聲

閣筆暫須隱蓋程
主水佑宗廣

扇入靈標助頌聲
吳江難辨結冰程

知親

江干煙底浪翻程

或思未忘吹朶聲

信重

爲愛清光遶朶口

□□□

□

初冬同賦菊殘

哢影詞人薰晚豔

陶籬秋去猶翻口雪

漫過寒岸如嘲影

桂苑夜襟謝莊
肅桂莊
苑月故賦云云

□清

楚臺昔韻曉來霜

10

文場少駐秋籬 〔雪〕
酈水韻生搖晚 □

文苑影清留晚豔
金葩纔耀詠吟處

15

口吟相 〔學〕
口僂架處
口未口嘲來口

口口嘲來口

文苑影斜只照 〔紫〕
楚臺逐日嘲餘豔

文苑影斜只照 〔紫〕

詞嘲蘋葉空交口
照讀可憐衰曉口

翰苑露瑩口
嘲來空見故籬口

25

20

(以前表紙內側)

(復原本文)

夏日同賦松下
天口口年十

30

口亭同賦

初冬同賦菊殘風月中芳 〔孚〕

右近權中將

暝影詞人薰晚豔

嘲聲詩客帶餘芳

陶籬秋去猶翻 〔雪〕

酈縣夜來彌照霜

漫過寒岸如嘲影

民部權大輔 〔源節後〕

桂苑夜襟 〔謝莊〕月賦云

斜落故籬欲暝粧

楚臺昔韻曉來霜

前和泉守良兼

3

2

1

文場少駐秋籬 〔雪〕

詞海猶薰寒岸霜

陶家影落照餘芳

翰苑露瑩口
嘲來空見故籬口

散位宗國

文苑影清留晚豔

詞江浪動播餘芳

金葩纔耀詠吟處

露橐半凋翰墨傍

^(老)吟相^(學)僊架處

因幡守長隆

□□未□嘲來□

聲寒空□□□

文苑影斜只照□

墨彩瓦天□□傍

楚臺逐日嘲餘豔

信濃守大江廣房

左衛門少尉令明

興促桂華剩助粧

陳閣迎晴暉晚粧

仲隆

詞嘲蘋葉空交□

詞場韻冷可摧霜

照讀可憐衰曉□

陳閣迎晴暉晚粧

仲隆

詞嘲蘋葉空交□

詞場韻冷可摧霜

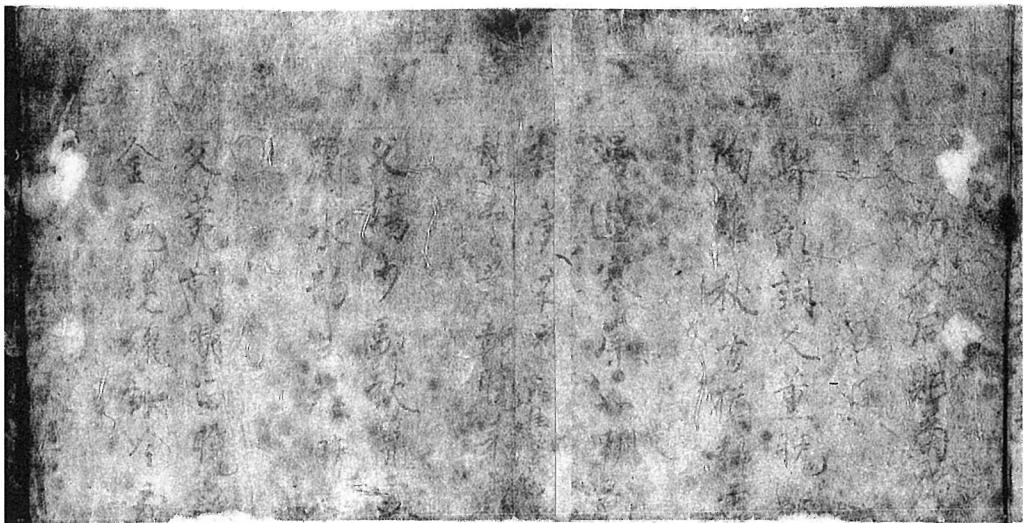
天□□年十月五日作文

題者講宗國令明

夏日同賦松下覩風月詩以青爲韻



『駒牽勘例』紙背佚名漢詩集 翻印本文ⅠⅡ縫合部



同 翻印本文Ⅲ首